

1

フッ化物洗口研修会【市町村・市町村教育委員会向け】

フッ化物洗口の推進について



R5.7.19

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課 副参事 金澤孝彦

2

青森県のむし歯の現状①

令和3年度文部科学省「学校保健統計調査」において

青森県は12歳児の1人平均むし歯数が

1.0本

で全国ワースト3位です。

出典：文部科学省「学校保健統計調査」

5

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ

ステップ	実施内容
1 市町村内部での意思統一	<ul style="list-style-type: none"> * 実施上の問題点と対応策について検討 * 市町村内部（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会）の意思統一・合意 * 地域歯科医師会・薬剤師会への相談及び協力依頼
2 関係者の理解と合意	<ul style="list-style-type: none"> * 市町村、歯科医師会、薬剤師会、医師会、校長等の共通理解を図る * 市町村の実施方針（事業実施計画）の作成 * 関係機関での窓口を明確にする
3 予算化、議会	<ul style="list-style-type: none"> * 市町村における予算案作成 * 議会への説明資料作成
4 教職員の理解	<ul style="list-style-type: none"> * 教職員を対象とした説明会 * 学校への資料配布
5 保護者の理解	<ul style="list-style-type: none"> * 保護者を対象とした説明会、資料配布 * 市町村広報誌の活用 * フッ化物洗口実施希望の確認
6 実施に向けた準備・学校における実施	<ul style="list-style-type: none"> * 用具、器材の購入 * 実施方法について教職員の実技研修 * うがいの練習



6

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ1①

ステップ1 市町村内部での意思統一

- * 実施上の問題点と対応策について検討
- * 市町村内部（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会）の意思統一・合意
- * 地域歯科医師会・薬剤師会への相談及び協力依頼

- ・まずは市町村内部（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会等）の意思統一が大切
そのための準備として、
 - ☑市町村全体や各々の小中学校のむし歯有病者数（有病者率）、むし歯数の推移等のデータを収集し現状を分析
 - ☑これまで行ってきた歯と口の健康づくりに関わる事業を評価
- ・次に、フッ化物洗口実施上の問題点と対応策について検討
→市町村内部の意思を統一した段階で事業実施計画（様式例5-1）の概要を策定



7

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ1②

・フッ化物洗口の実施には多くの関係者の理解と協力が必要



関係機関	役割分担
学校	フッ化物洗口の実施、教職員の研修、児童生徒・保護者への歯科保健教育、歯科健診結果の集計・評価等
学校歯科医	学校への指導・助言、洗口指示書の作成、研修会や説明会における講師、情報提供や歯科保健教育等
歯科医師会	各地区における指導・助言、説明会や講演会の開催、講師派遣等
学校薬剤師会	フッ化物洗口剤の提供・管理、洗口液の保存と保管についての助言等
歯科衛生士会	フッ化物洗口推進のための支援・助言等
学校医	フッ化物洗口推進のための支援・助言等
市町村・市町村教育委員会	フッ化物洗口の事業化・評価、学校への指導・助言、教職員等への研修、関係機関との連携・調整、住民等への情報提供等
県・県教育委員会	関係機関との連携・調整、歯科保健情報の提供、実施市町村や学校への支援、市町村や関係者への研修等

8

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ2

ステップ2 関係者の理解と合意

- * 実施上の問題点と対応策について検討
- * 市町村内部（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会）の意思統一・合意
- * 地域歯科医師会・薬剤師会への相談及び協力依頼

- ・市町村（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会等）、地域の歯科医師会、校長、学校薬剤師等の関係者による検討会を開催
→フッ化物洗口の実施計画案について十分協議
- ・その結果に基づき市町村の方針を決定
→学校ごとに事業実施計画（様式例4-1）を策定



9

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ3①

ステップ3 予算化、議会

- * 市町村における予算案作成
- * 議会への説明資料作成



- ・関係者の理解と合意を得たうえで、フッ化物洗口開始の日程や実施方法などの詳細について、協議のうえ最終決定
→フッ化物洗口実施に関する予算要求（ステップ1で予算要求する場合もあり）
研修会や説明会における講師謝金、薬剤・器材の購入費等
- ・実施規模を考慮して予算書作成、議会への説明資料・想定問答等の資料も準備。

10

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ3②



- ・国庫補助金を活用する場合の補助基準額・要件（令和5年度時点）

「8020運動・口腔保健推進事業」 歯科疾患予防事業	
実施主体	市町村（※市町村が補助申請するもの。例年5月頃に県から市町村歯科保健担当課に申請見込みを照会）
補助基準額	2,421千円・補助率1/2 （R4年度1,553千円・補助率1/2）
事業内容	う蝕予防のためのフッ化物洗口又はフッ化物歯面塗布に関する取組を行う。
補助条件	市町村が実施する事業については、以下の条件を満たすものとする。 ○他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。 ○当該年度において、都道府県等による財政上の支援を受けないこと。

11

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ3③



・ 予算の参考情報その1

県内市町村におけるフッ化物洗口の1人あたり年間経費は500円～700円程度

市町村名	R4予算総額	1人あたり 年間経費	R4対象（学校数・人数）			
			小学校		中学校	
三 沢 市	1,476千円	約490円	7校	2,000人	5校	1,000人
鱒ヶ沢町	325千円※	約650円	2校	280人	1校	180人
大 間 町	168千円	約500円	2校	200人	1校	140人
風 間 浦 村	41千円	約530円	1校	50人	1校	30人

※鱒ヶ沢町のR4予算額には、保育所60人分を含む。

12

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ3④



・ 予算の参考情報その2

三沢市における初年度経費の試算（1クラス20名、洗口液調製・運搬費は除く）

No.	品目	個数	積算	金額
1	ポリタンク（薬局運搬用）	1本	-	2,000円
2	ディスペンサー付きボトル	1本	-	1,200円
3	買い物カゴ	1個	-	110円
4	紙コップ	20名×月4回×11ヶ月=880個	@5円×880個	4,400円
5	レジ袋LL	1枚×月4回×11ヶ月=44枚	@5円×44枚	220円
6	ティッシュペーパー	7箱	@80円×7箱	560円
7	ミラノール顆粒（洗口剤）	1本（500g）	-	7,700円
8	ピューラックス（消毒用）	1本	-	660円
計				16,850円

1人あたり初年度経費16,850円÷20人=約850円

13

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ4

ステップ4 教職員の理解

- * 教職員を対象とした説明会
- * 学校への資料配布



・教職員を対象とした説明会

☑市町村の事業実施方針とその決意を明確に伝え、フッ化物の基礎知識や実施上の問題点などを十分検討→共通理解+安全に実施できる体制整備

☑フッ化物洗口の知識についての講師は学校歯科医が◎→難しい場合は県歯科医師会へ相談

- ・校長、教頭、保健主事、養護教諭は中心的役割を担う立場→十分な連携のもとで準備。
- ・学級担任には適切に洗口実施できるよう徹底、その役割についても理解を得る。

◆市町村は適宜学校側と連絡をとり、お互いに協力して計画を進めることが必要。

◆学校歯科医、学校薬剤師、学校医には随時相談し、指導・助言を仰ぐ。

この時、薬剤の種類、取扱方法等をなるべく早く決めておく。

14

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ5①

ステップ5 保護者の理解

- * 保護者を対象とした説明会、資料配布
- * 市町村広報誌の活用
- * フッ化物洗口実施希望の確認

・保護者説明会の開催

☑フッ化物洗口について保護者に十分理解してもらうため、事前に保護者説明会を開催

☑説明会の開催に前後してリーフレット（様式例12）等を配布するのも効果的

☑説明会では質疑応答の時間を十分に確保し、保護者の理解が得られるように配慮

☑講師は学校歯科医が最適→都合がつかない場合などは県歯科医師会へ相談

☑ほかに、学校の「保健だより」、市町村の広報等を活用した啓発も効果的



1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ5②



・フッ化物洗口実施希望調査の実施

フッ化物洗口を開始する前に、保護者に実施希望の有無を文書（様式例3）で確認

<留意点>

- ①実施希望調査は、保護者説明会終了後、保護者の関心と理解が薄れない早い時期に実施。
- ②フッ化物洗口開始後は、毎年度、新入生の保護者を対象に、フッ化物洗口に関する説明を行い、参加の有無について希望を取る。
- ③保護者説明会に出席できなかった保護者には、説明会の資料等を配布する。
- ④フッ化物洗口は強制ではなく、保護者の実施希望に基づいて行うので、中止や実施希望はいつでも受け付ける。
- ⑤フッ化物洗口はあくまで希望に基づく実施のため、承諾書の形式はとらず、押印も不要とする。フッ化物洗口を希望しない保護者も含め、必ず全員提出してもらう。
- ⑥フッ化物洗口を希望しない児童生徒には、水道水での洗口を行う等の配慮をする。

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ6①

ステップ6 実施に向けた準備・学校における実施

- * 用具、器材の購入
- * 実施方法について教職員の実技研修
- * うがいの練習



(1) 洗口指示書・器具や器材等の準備

学校歯科医に指示書（様式例6-1）の発行を依頼、洗口に必要器具や器材を準備。

(2) うがいの練習

奥歯までしっかりと洗口液が届くようにする必要があるため、また、吐き出しがきちんとできるか確認するため、洗口を始める前に水道水でブクブクうがいの練習をする。まずは水道水を30秒間口に含み続ける練習からはじめ、慣れてきたらブクブクうがいの練習に進む。

17

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ6②

(3) 学校における実施

☑安全にフッ化物洗口を実施するため、研修や打合せ等を適時実施。

☑校長等の管理職は、薬剤や洗口液の管理、調製、指導等の担当者とその役割を明確にしておく。

☑薬剤の安全な保管場所を確保する。

◆フッ化物洗口は、学校保健安全計画に位置付け、学校保健管理の一環として実施する。

(4) チェックリストの活用

新規にフッ化物洗口を開始する場合には、チェックリスト（様式例9）の全項目をチェック。



18

2 フッ化物洗口の実施方法（1）洗口回数・薬剤の決定①

- ・洗口回数 : フッ化物洗口には週5回法（毎日法）と週1回法とがある。
→効果に差は認められず、学校では週1回法を行うことが多い。
- ・時間帯 : 全員が集合して、洗口後30分間は飲食をしない時間帯に行う。
（朝の始業時、昼食後、帰宅時など）
- ・うがい時間 : 30秒から1分程度
- ・薬剤 : 簡便かつ安全に行うため、市販のフッ化物洗口剤（ミラノール顆粒
あるいはオラブリス洗口用顆粒）を使用。
→学校歯科医がフッ化物洗口剤の指示書（様式例6-1）を作成し、
学校で決められた量の水道水に溶かしてフッ化物洗口液を準備。



◆顆粒の薬剤ではなく、フッ化物洗口液（調製後＝水道水で溶解済みのもの）が学校に届く仕組みを市町村単位で整えておくと、学校の負担が軽減される。

県及び県歯科医師会ホームページにフッ化物洗口に関する情報を掲載しています。
マニュアル（PDF）及び様式例（Word・Excel・PowerPoint）のデータは、
青森県ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

○青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課

（URL）<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/f-senko.html>

青森県庁ホームページ内で「フッ化物洗口」と検索してください。

○青森県歯科医師会

（URL）<https://www.aomori-da.org/>